

10月18日(土)・19日(日)
03 佐井村ふるさとフェア
【アルサス周辺】



今月の主な内容

平成15年度決算報告…………… 2	サルからカボチャを守った! …… 10
わがまちづくり委員会発足 …… 4	保健師だより・歯科だより… 11
村営住宅入居者募集 …… 5	交母だより…………… 12
わいどの広場…………… 6	こちら佐井駐在所…………… 13
医薬分業にご理解とご協力を… 7	お知らせコーナー…………… 14
県税の口座振替のお知らせ… 8	戸籍の窓口…………… 16
ルールを守りましょう…………… 9	

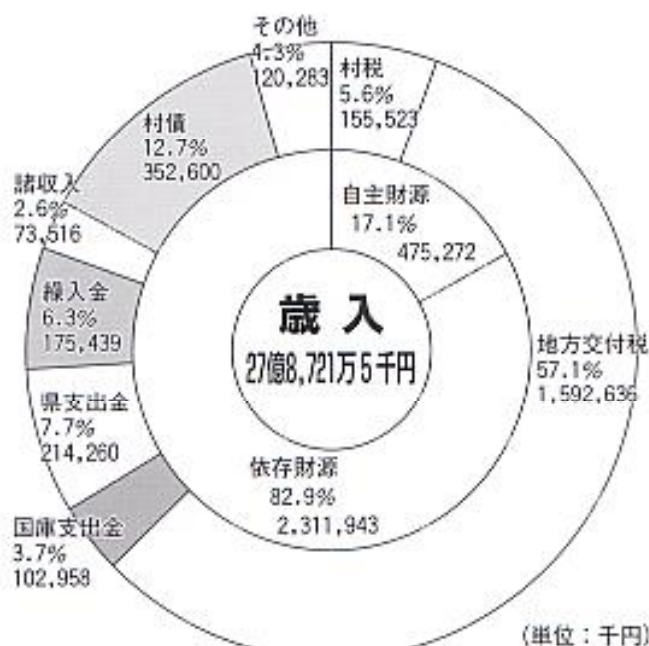
2003
(平成15年)

11
No. 411

平成十四年度

決算報告

平成十四年度決算が、村議会九月定例会で認定されました。みなさんの納めた税金や国からの交付金などがどの位入り、どのように使われたのかを一般会計を中心にお知らせします。



◆主な普通建設事業◆

【補助事業】

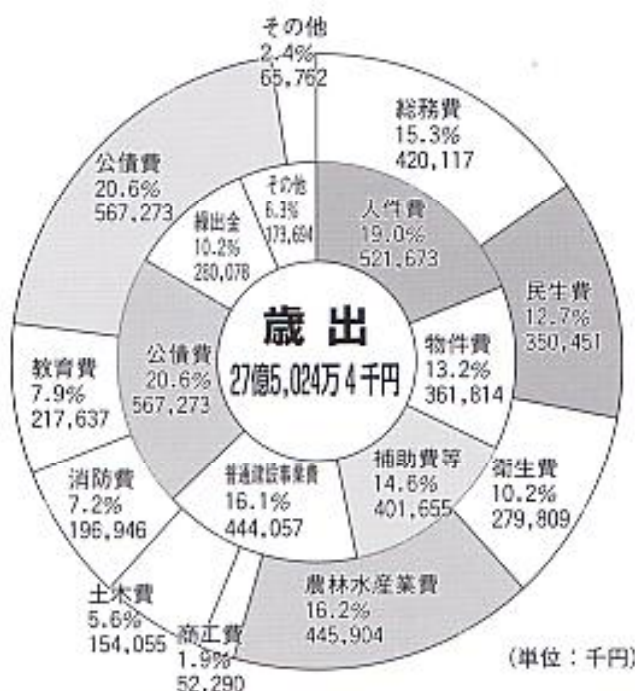
- 地域水産物供給基盤整備事業(福浦漁港) 157,032千円
- 佐井小学校大規模改造事業 20,301千円
- 地域水産物供給基盤整備事業(並型魚乳) 18,900千円

【単独事業】

- 福浦川目線整備事業 83,782千円
- 鳥獣害防止施設整備事業(電気柵設置) 12,004千円
- ふるさと林道緊急整備事業(大佐井川沿線) 4,033千円

【県営事業負担金】

- 漁港整備事業(牛滝・磯谷・矢越) 55,000千円
- ふるさと林道緊急整備事業(大佐井川沿線) 32,820千円



平成十四年度「一般会計」の決算は、歳入(村に入ったお金)の総額が、二十七億八、七二万五千円、歳出(村が使ったお金)の総額は、二十七億五、〇二万四千円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は三、六九七万一千円の黒字となりました。

前年度に引き続き、地方交付税は減額(対前年度、一億一、〇四七万九千円)となっていますが、平成十三年度から繰越された建設事業が平成十四年度に決算されたため、前年度と同規模の決算額となりました。

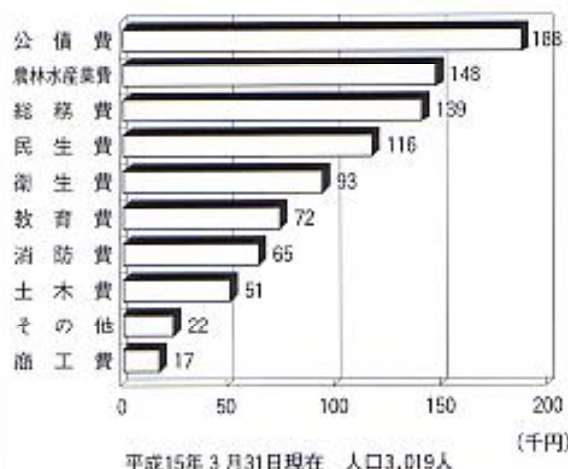
地方交付税と繰入金(貯金の取崩)の減少から十五年度以降は、更に厳しい財政運営となります。

歳入

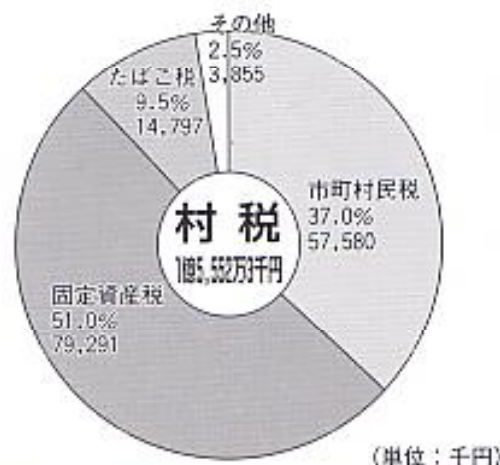
歳入に占める主な財源は、地方交付税十五億九、二六三万六千円、歳入総額の五七%を占め、次いで村債三億五、二六〇万(十三%)、県支出金二億一、四二六万(八%)など、みなさんが納めた村税は、一億五、五五二万三千円(六%)でした。

また、村税や財産収入などの「自主財源」は十七%で、地方交付税や村債、県支出金などの「依存財源」は八三%でした。

村民1人あたりに使われたお金



村税の構成比



地方債現在高(平成14年度末)



地方債は、みなさんの恒久的福祉の維持向上のための施設建設(道路、学校、漁港、簡易水道、下水道などの生活基盤や産業基盤)に活用されます。また、地方債には将来的に施設を利用する村民の方にも返済を負担していただき、世代間の公平を図る重要な役割があります。なお、地方債の返済は将来の経常的経費(後年度負担)となるため、計画的な借入れを必要があります。

公債費(地方債)償還額の推移



公債費は、借入れた地方債を償還したものです。下水道事業がはじまったことにより、会計全体での償還額が年々増えています。平成15年度以降も償還額が増えていくことから、今後はより事業効果のある建設事業等を計画的に行うことが求められます。

特別会計決算

会計区分	歳入	歳出
簡易水道事業	1億5,154万円	1億5,154万円
下水道事業	4億7,484万4千円	4億7,384万円
国民健康保険事業	3億4,974万1千円	3億4,201万7千円
老人保健事業	3億7,166万3千円	3億7,166万3千円
介護保険事業	1億7,158万9千円	1億7,145万円
合計	15億1,937万7千円	15億1,051万円

歳出

歳出の主な内訳は、公債費が五億六、七二七万三千円で全体の二一%を占め、次いで農林水産業費四億四、五九〇万四千円(十六%)、総務費四億二、〇一七万七千円(十五%)などの順となっています。

前年度と目的別に比較すると、ほとんどの費目が同規模か減となつていますが、土木費は対前年度比で二二%の大幅な伸びとなりました。これは福浦川目線整備事業が主な要因です。

公債費の支出については、高水準で推移していく状況で、今後の村財政が苦しくなることから、財政運営を引き締める必要があります。



【村長から委嘱辞令交付】

市町村合併課題に向け、住民が集まって「まちづくり」について話し合う「わがまちづくり委員会」（プロジェクトチーム）が十月六日発足しました。

十月六日アルサスしおさいホールで発足式が行われ、二十一名の委員に対して村長から委嘱辞令が交付されました。

プロジェクトチームは、佐井村が合併した後のまちづくりに方向性を見出していくもので、地域で抱える課題や将来あるべき姿について、今後話し合われていきます。

発足式終了後講演が行われ、委員は「まちづくり」について勉強していただきました。

進 め よ う ! 住 民 に よ る

わがまちづくり委員会発足

住 民 の た め の ま ち づ く り

委員の紹介

- 石戸 益美
内田 誠一
太田 正史
岡村 夕子
奥本 太朗
加藤 秀夫
川岸 延子
坂井 一尚
館脇 華子
田中 徳康
田中 豊衛
長後 雄二
中村 明美
根岸 浩則
福田 淳子
福田 昭則
湊谷 明
山本 高野
横浜 芳彦
万谷 重夫
- 二十一名
(五十音順)

市町村合併に対する問合せは
役場総務課へ ☎2111

発足式終了後、青森県市町村振興課市町村合併グループ 神 総括主幹により、合併に関する情報提供として、佐井村の財政状況を資料にしながら、合併の必要性、合併特例債や建設計画の位置付け等の説明がありました。

■ 副会長
川岸 延子 氏



■ 会長
坂井 一尚 氏



委員への委嘱辞令が交付された後、会長並びに副会長が委員の互選により決定しました。

会長及び副会長の選任



【神 総括主幹】

【中橋 理事長】

（協）プランニングネットワーク東北理事長 中橋 勇一氏により「合併後の地域づくりについて」と題して基調講演が行われました。

中橋氏は、地域づくりと合併は切り離し出来ないとし、「役所のあり方」「高齢者対策は真剣に」「特例債の使い道を充分に議論して」「県・国の財政を頭に入れて議論する」など今後のまちづくりに必要なアドバイスや、議論していく中でワークショップの利点や進め方についても講演を頂きました。



村宮住宅入居者を募集します

1. 団地名 古佐井大町団地
2. 場 所 佐井村大字佐井字古佐井68
3. 募集戸数 1戸（1棟5戸長屋造りのうち）
4. 規模及び構造 木造2階建 床面積 79.9㎡
2LDK 風呂 水洗トイレ
5. 入居者資格
 - ・同居し、または同居しようとする親族がある方。
 - ・住宅にお困りの方。
 - ・入居しようとする世帯全員の収入が次の範囲にあること。

政令月収（入居者総所得）	月額家賃
0円～123,000円	21,600円
123,001円～153,000円	26,200円
153,001円～178,000円	30,900円
178,001円～200,000円	35,700円

6. 入居申込方法
 - ・申込書に必要事項を記入し、必要書類等を添えて期日までに佐井村役場環境建設課まで提出ください。
 - ・申込用紙は役場環境建設課にあります。
7. 入居申込期日 平成15年11月14日（金）午後5時まで
8. 問い合わせ
佐井村役場環境建設課 ☎2111（内線41）

位置図



標準間取図



11月9日は『119番の日』です

119番の日は、昭和62年の自治体消防制度40周年を期して、国民と消防のむすびつきを象徴するダイヤルナンバー「119」にちなんで、この日が119番の日に制定されました。

☎119番は「いざ、というとき、みなさんと消防を結ぶ大切なダイヤルです。【いたずらは絶対やめましょう】

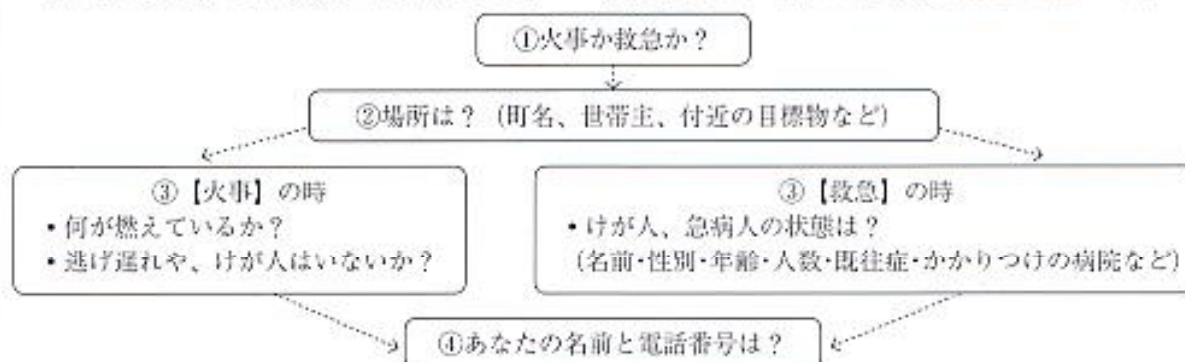
☎119番への通報は、あせらず、落ち着いて、受話器を取って「119.」だけをダイヤルすれば消防へ通じます。

☎火事になったら、119番に通報し、近所に聞こえるように大声で叫びましょう。

※煙が広がってきたら、姿勢を低くして早く外へ逃げましょう。

※一度避難したら、貴重品などを取りに絶対に家の中に戻ってはいけません。

自宅の電話から『119番』へ通報するとき…＜受話器を取り、119だけで佐井消防分署に直通します＞



携帯電話から119番通報すれば

携帯電話から119番を発信すれば、次のような伝達経路で佐井消防分署に通報され、出動までの貴重な時間を浪費します。【通報者⇒函館消防本部又は青森消防本部⇒下北消防本部⇒佐井消防分署⇒現場へ出動】

携帯電話から直接佐井消防分署に連絡するために、☎0175-38-2266番を登録することをおすすめします。

※函館消防本部又は青森消防本部で受信するのは、携帯電話の発信場所により異なるためです。

第22回 青森県小学校陸上競技記録会

9月15日(月)、第22回青森県小学校陸上競技記録会が県総合運動公園陸上競技場を会場に行われました。むつ下北地区小学校陸上競技大会の好成績により推薦を受けた佐井村内の子どもたちも入賞と自己記録の更新をめざして頑張りました。入賞者及びチームは、次のとおりです。

- ・男子80mハードル 2位 佐藤 翼 (原田小) 13秒84
- ・男子走り高跳び 2位 中村 海成 (佐井小) 1m35
- ・5年男子100m 3位 船越 華人 (牛流小) 14秒32
- ・男子4×100mリレー 7位 佐井小学校 55秒89
(磯川翔太、中村海成、布施勇気、中村英二)



また、惜しくも入賞は逃したものの、健闘がみられました。

- ・4年男子100m 湯江 大翔 (佐井小) 16秒16
- ・6年男子100m 中村 英二 (佐井小) 13秒76
- ・男子走り高跳び 磯川 翔太 (佐井小) 3m91
- ・男子ソフトボール投げ 本部晋一郎 (原田小) 51m64



佐井を歩こう

10月5日(日)、川目ゆいっこ公園で、環境保全推進事業(助青森県市町村振興協会の助成)として、八重桜の植樹(50本)、ヤマメの放流(4,000匹)が行われました。

この日は、11名の参加者の他に、佐井中学校3年生32名のみなさんも参加。「卒業記念植樹」として、自分の名前を書いたプレートに八重桜に取り付けるなど、良い思い出づくりとなりました。



縫道石山登山

10月11日(土)、NPO法人ゆいっこクラブの主催による、第5回縫道石山清掃登山が行われました。

14名が参加しましたが、山道には、ゴミや空き缶等が一つも無く、マナーの良さが目につきました。

この日は晴天で、八甲田山、岩木山、夏泊半島、津軽半島、北海道を見渡すことができ、津軽海峡は湖面のように穏やかで、キラキラと輝いていました。



津軽海峡横断ヨットレース

10月12日(日)、第26回カリフォルニア・カップ 津軽海峡横断ヨットレースが開催されました。

8時30分に佐井沖をスタート、津軽海峡を横断し、午後2時頃、函館港にゴールしました。

NPO法人ゆいっこクラブから、参加者の朝食90食分の差し入れがありました。また、津軽海峡の汚れ対策について参加者と話し合い、来年も佐井沖スタートを約束しました。



医薬分業にご理解とご協力を

厚生労働省では、昭和60年以降、医療機関の薬価差益に依存した経営体質が、国民の薬づけ医療・薬品の重複投与など、医療の安全性を損ない、さらに国民総医療費の増高に拍車をかけているとして、医薬分業の推進に乗り出しました。

その後、何回かの薬価改正により、医療機関においても病院経営の視点から対応に変化が現れ、現在は医薬分業が進められています。

「医薬分業」とは、診察・治療は病院で、薬をもらうのは院外調剤薬局でということです。

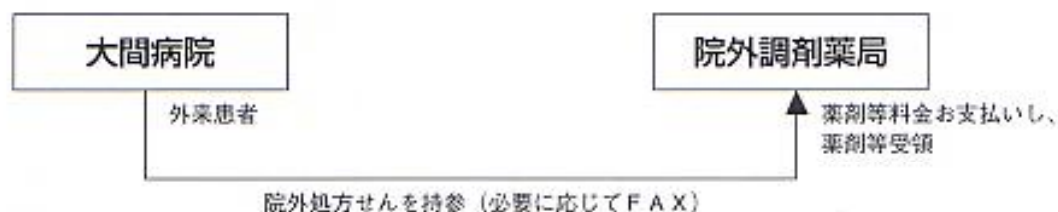
薬待ちの時間が長すぎると、患者様から不満が相次いでおりますが、医薬分業を行うことで、院内での薬の待ち時間は無く、患者様の好きな時間に薬を受け取ることができるなどの良い面があります。

大間町には今までに院外調剤薬局が無く、院内薬局で対応してきましたが、院外調剤薬局を開業する方がおられ、医薬分業を大間病院においても実施することといたしました。

院外調剤薬局では、みなさまの飲む薬について気楽に相談に応じてくれます。また、薬の服用についても、患者様の必要に応じて詳しく説明してくれます。みなさまの健康と安全のため、そして、病院の機能改善のために「医薬分業」は、どうしても導入せざるを得ない状況となっています。

大間病院では、平成15年12月1日より医薬分業の制度によって、院外処方せんの発行を実施する予定となりました。

どうぞ、病院をご利用のみなさまの、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



※外来患者で院内処方とする患者もごございます。詳しくは、次号でお知らせします。

大間病院

県税の口座振替のお知らせ

青森県では、個人事業税、法人県民税・法人事業税及び自動車税の口座振替の申込みを受付けています。

県税の納税には、便利で、安全・確実な口座振替のご利用をお願いします。

◆口座振替ができる県税

- 個人事業税……………8月・11月納期分（定期賦課分）
- 法人県民税・事業税……中間申告分（みなす申告分を除く）及び確定申告分（期限内申告分に限り）
- 自動車税……………6月納期分（定期賦課分）

◆申込みの方法

- ◇通帳と預金届出印を持参のうえ、口座振替依頼書で最寄りの取扱金融機関または県税事務所にお申し込みください。
- ◇取扱金融機関の承認を受けた口座振替依頼書を次の期限までに県税事務所に提出されますと当該納期分から口座振替されます。

税 目	期 限
個人事業税	納期限の7営業日前の日
法人県民税・法人事業税	中間申告書・確定申告書の提出期限の日
自動車税	当該年度の4月30日

注1 上表の期限は、県税事務所への提出期限です。

注2 自動車税の所管は、青森県税事務所です。

- ◇口座振替依頼書は、取扱金融機関・県税事務所の窓口にて備え付けてあります。

◆振替する日

税 目	振 替 日
個人事業税	納期限
法人県民税・法人事業税	申告期限の日の属する月の翌月25日※
自動車税	納期限

※申告期限が地方税法第20条の5第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、その適用後の申告期限の日の属する月の25日。（具体例：今年度、11月末申告期限のものは末日が日曜日にあたるため、申告期限は12月1日（月曜日）、振替日は12月25日となります。）

◆取扱している金融機関

青森銀行、みちのく銀行、※岩手銀行、※東北銀行、※秋田銀行、※北日本銀行、あおり信用金庫、東奥信用金庫、八戸信用金庫、十和田信用金庫、下北信用金庫、青森県信用組合、青森県労働金庫 等
※県内支店口座からの口座振替に限られます。

◆ご注意ください

- ◇口座振替の預金口座は、依頼者（納税義務者）本人の名義のものに限られます。
- ◇口座振替した自動車税の継続検査用納税証明書は7月中旬までに送付されますので、納期限の翌日から送付されるまでの間に納税証明書が必要な方は、県税事務所の窓口で交付の申請が必要となります。

また、振替日（納期限）から数日の間、県税事務所の窓口では振替ができたか否かを確認できないため、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

詳しくは、むつ県税事務所総務課 ☎②8581（内線204）にお問い合わせください。

ルールを守りましょう

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

Q1 国土利用計画法の届出制度とは何ですか？

A

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。この届出制は、平成10年9月に制度が変更され、原則として、事後届出制となりました。

Q2 届出事項と、届出の必要な土地取引について教えてください。

A

届出事項については、(1)契約当事者の氏名・住所等、(2)契約締結年月日、(3)土地の所在及び面積、(4)土地に関する権利の種類及び内容、(5)土地の利用目的、(6)土地に関する権利の対価の額などです。届出の必要な土地取引については、一定面積以上^{*1}の大規模な土地について、土地に関する権利^{*2}の移転または設定をする契約（土地売買等の契約^{*3}）を締結した場合に、届出が必要です。

^{*1} 一定面積以上

イ、市街化区域：2,000㎡以上 ロ、イを除く都市計画区域：5,000㎡以上 ハ、都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上

^{*2} 土地に関する権利

・所有権、地上権または賃借権 ・売買予約完結権等左記の権利の取得を目的とする権利

^{*3} 土地売買等の契約（対価を得て行われる土地に関する権利の移転または設定をする契約）

・売買契約、売買予約契約、権利金をともなう賃貸契約、交換契約等

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合に届出が必要です。

Q3 届出は誰が行うのですか。 また、届出はいつまでに、どこへ行えばよいのですか。

A

届出者は、土地の取得者（買主）です。

届出は、契約（予約を含む。）を締結した日から起算して2週間以内（契約締結日を含みます。）に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

※監視区域・監視区域が指定されている地域における土地取引については、手続きが異なりますので土地の所在する都道府県・政令指定都市の国土利用計画法担当課又は最寄りの市・区役所、町村役場へおたずねください。

土地の取得者が2週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

Q4 届出をしないとどうなりますか？

A

◎法律で罰せられます。

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

届出をしないと法律で罰せられます。

サルからカボチャを守った！

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会

広報8月号の中で、100円の洗濯カゴでカボチャなど地這性の作物を守る方法を紹介しました。何人かの農家の方々が手元のカゴや代用品を用いて実施されたところ、しっかりとくい打ちしたカボチャはほぼ収穫できたようです。また、その他にも独自のアイデアでサルからカボチャを守った例がありました。今回は辻政利さん（大佐井）のアイデアによる防除法を紹介したいと思います。



①材料：

- *プラスチック製ネット（以前漁業で使用していたものだそうです）
- *針金数本



②ネットを丸めてカボチャを入れるカゴを作ります。



③丸く切り取ったフタをかぶせます。フタにはカボチャのつるが通る程度の穴を開けておきます。ネットのつなぎ目は針金で固定。



④立体栽培してあったカボチャの実にかぶせて完成!!



★現在使っていない鳥かごなど他のものでも代用できます。



カゴをつけたカボチャ・ユウガオはすべてサルから守り収穫できたそうです。

※その他、ご意見・ご質問などは、

佐井村教育委員会 ☎04506・4507まで（文責：北大 鈴木克哉）

高齢社会だからこそ、骨粗鬆症に注目

わが国は世界最高水準の長寿国です。佐井村でも平成15年9月末現在の高齢化率は29.7%、3人に1人が65歳以上ということになります。

高齢になっても自分らしく生き生きと暮らすためには、できる限り寝たきりにならず、健康であり続けることが大切です。ところが骨粗鬆症により骨がもろくなると、軽く転倒しただけで骨折してしまい、そのまま寝たきりを招く危険性が高くなります。平成13年の国民生活基礎調査によれば、高齢者に介護が必要になった主な原因の第3位が「転倒・骨折」となっています。

村では毎年、骨密度検診を実施しています。検診結果を見ると、約3割が要指導・要精検ということから、昨年度から骨粗鬆症予防教室「こつこつ教室」を開催しています。

老後を明るく楽しく過ごすためにも、「骨の健康」を保つため、年に1回の骨密度検診で骨の健康度もチェックし、食事や運動等の生活習慣を見直してみましょう。

保健師だより



上手にカルテをとり、目標は1日200ml



近所で丈夫な体をつくる第一歩は健康なウォーキング

歯科だより

10月1日(木)、佐井小学校で、むつ下北学校保健研究会が開催されました。多くの関係者のみなさま、大変ごろうさまでした。

私(川島)は、分科会に招かれ、「村ぐるみで考えるむし歯予防」という題で、佐井村のむし歯予防の成果を発表しました。グラフ1を見るように、劇的にむし歯が減ってきているのがわかります。

これは、長年にわたり、保健の先生、保健師や歯科はもちろん、父兄の方々の努力が実ったものだと思います。下北はもちろん、青森県内でも誇れる数値ではないでしょうか。

ところが、喜んでばかりもいられない事実もあります。それは、グラフの数値は永久歯に限ったもので、例えば、3歳児のむし歯の数(乳歯)は、さほど減っていないのが現状です。(表1)

すなわち、保育所や学校での指導の結果、子ども自身が頑張っ、永久歯のむし歯を減少させるのには成功しましたが、3歳以前の乳歯が生えそろう頃までの努力が足りないのです。

これから、乳歯のむし歯の減少に力を入れていきますので、小さい子供さんのいる家庭のご協力をお願いいたします。

グラフ1 12歳児の永久歯のむし歯本数

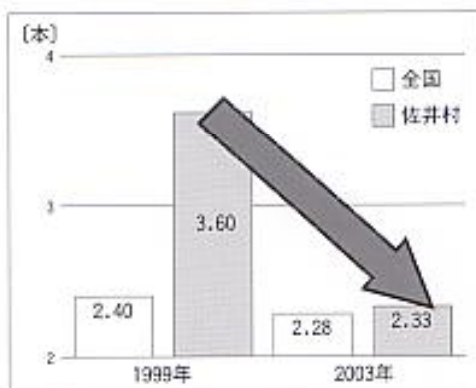


表1 3歳児のむし歯の状況
(佐井村は平成14年度、他は13年度)

	むし歯のある子の割合(%)	一人あたりのむし歯本数(本)
全国平均	33.7	1.46
東京都	23.9	0.89
青森県	49.3	2.49
佐井村	70.0	3.65

せめて、全国平均くらいには減らしたいですね。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は2,500日

記録

2,157日

(11/1現在)

早めのライト点灯で歩行者へアピールしよう

～早めのライトでんとう虫作戦～

母の会では、秋の交通安全運動の実施に伴い、九月二十二日と十月一日にドライバーへの前照灯の早めの点灯を呼び掛ける「早めのでんとう（点灯）虫作戦」を行いました。これから冬に向けて夕暮れも日増しに早くなってきました。ドライバーのみなさんは、少しでも暗くなったら前照灯を点灯させる癖をつけるよう心がけましょう。

歩行者のみなさんは、寒いからと体を丸めず、しっかりと前を向き自動車に気をつけて歩行しましょう。また、反射財等を防寒着等につけておき、ドライバーが確認しやすい服装をするよう心がけましょう。



アルサス前の花壇を整備しました

整備しました

以前、ドライバーのみなさんから「街路樹が邪魔で横から出てくる車両が見えない」と多数苦情のあったアルサス前十字路にある街路樹について、役場では十月五日に背丈の大きい樹を移動しました。

これからは事故の危険性がある場所や視界が悪い場所については、関係機関と協議し改善していきたいと思っておりますので、運転していて「これは危険だ」と思うものを発見した時は役場まで連絡くださるようお願いいたします。



早めの点灯で夕暮れ時の事故を防止しよう！

11月の早めの点灯時間は午後3時です。

山岳遭難救助訓練実施

10月15日(水)、大同地区山岳遭難防止対策協議会主催による山岳遭難救助訓練が佐井村で開催されました。

訓練には、警察、消防、下北森林管理署、各町村役場関係者、各町村消防団員、下北猟友会の方々約100名が参加し、消防署員による応急措置、搬送訓練もあわせて行われ、真剣に取り組んでいました。

みなさんも、遭難にあわないよう、十分気をつけましょう。



こちら佐井駐在所
☎ 38 22218

狩猟にともなう事故や違反をなくそう

○狩猟期間

今年も狩猟シーズンとなり、本県においては、

- ・カモ類……………11月1日から来年1月31日までの間
- ・オスギ、オスマドリ……………11月15日から来年1月15日までの間
- ・その他の狩猟鳥獣……………11月15日から来年2月15日までの間

狩猟が解禁となりました。

○狩猟期間中の事故

狩猟事故の原因は、

- ・山林内の斜面等で転倒した際の暴発
 - ・発射方向の安全不確認
 - ・獲物と間違っただけの誤射
- 等となっております。

本県においては、昨シーズンは、狩猟期間中の事故は発生していませんが、一昨年のシーズン狩猟期間中には、発射方向の安全を確認せず、獲物に向けて銃弾を発射し

前方にいた共猟者に被弾、重傷を負わせた事故が2件発生し、2名が負傷しております。

○狩猟にあたっての注意事項

猟銃の取扱いは細心の注意を！

ベテランほど事故多し＝基本に忠実に！

- ・発射する際は、その方向を十分に確認する
- ・発射の直前まで実包を装填しない
- ・発射する必要がなくなったら実包を抜く
- ・発射するとき以外は、用心がねに指を入れない
- ・銃や実包は、自動車内に放置しない
- ・猟場等においては、目立つ服装をする

などを確実に守ってください。

警察では、期間中、県の担当課などと連携して法令の遵守、射撃のマナーの向上に向けた指導取締り等を協力に展開します。

狩猟による事故や違反をなくするためには、ハンター一人ひとりが基本を守り、お互いに注意しあって安全を心がける必要があります。

高齢者を交通事故から守ろう

この時期は、日没が早まる夕暮れから夜間にかけての高齢者の交通事故が増加する傾向にあります。

高齢者の交通事故を防止するため

○車を運転する方は

- ・高齢者の行動特性を十分に理解し、高齢者に配慮した思いやりのあるやさしい運転に努めましょう。
- ・高齢歩行者・自転車の早期発見に努め、接近するときはスピードを落とし、安全な間隔をあけて高齢者の安全を確保しましょう。
- ・突然の横断や進路変更などの危険を予測し、必要に応じて徐行したり一時停止するなど不測の行動に対応できるように安全運転を心がけましょう。

○高齢歩行者・自転車利用者は

- ・進行してくる車を認めても「まだ間に合う」は、危険

な判断です。歩行速度がゆっくりのうえ、視機能などの低下で車との距離や速度の目測を誤りやすいことを自覚し、近づいてくる車があるときは、車が通り過ぎるのを待ち、安全を再確認してから渡りましょう。

- ・夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいよう明るい色の服装に心がけるとともに、反射材を身につける（自転車にも取り付ける）ようにしましょう。

○高齢運転者は

- ・長時間の運転は避け、無理のない慎重な運転を心がけましょう。また、信号機のない交差点での一時停止や安全確認を確実に実行しましょう。
- ・70歳以上の運転者は、高齢運転者標識「もみじマーク」の積極的な表示に努めましょう。

駐在日誌 ～9月の事件事故概況～

【事件】刑事関係 0件 【事故】・交通関係 物損 1件 大佐井地区

※事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

お知らせコーナー

平成15年度 排水設備工事責任技術者・配管工の試験、講習の実施案内

	配管工認定講習	責任技術者更新講習	配管工更新講習
1. 資格	排水設備工事の施工ができる者	排水設備工事の責任技術者である者	排水設備工事の配管工である者
2. 試験、講習の内容	講習内容 ①下水道の一般的知識に関する事 ②排水設備の施工及び維持管理に関する事	講習内容 ①下水道の一般的知識に関する事 ②排水設備の法的知識に関する事 ③排水設備の最新の技術(設計、施工及び維持管理)知識に関する事 ④排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事に係る事務手続等に関する事	講習内容 ①下水道の一般的知識に関する事 ②排水設備の施工及び維持管理に関する事
3. 実施日及び実施場所	日時・場所 ・青森会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ 青森県水産ビル 7階 大会議室 ・弘前会場 平成15年1月29日(月) 14:00～ 弘前駅前市民ホール ・五所川原会場 平成15年1月27日(日) 14:00～ ブラザーリウム五所川原 ・八戸会場 平成15年1月27日(日) 14:00～ ブラザーバーンホール	日時・場所 ・青森会場 平成15年1月27日(日) 14:00～ 青森県水産ビル 7階 大会議室 ・弘前会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ 弘前駅前市民ホール ・五所川原会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ ブラザーリウム五所川原 ・八戸会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ ブラザーバーンホール	日時・場所 ・青森会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ 青森県水産ビル 7階 大会議室 ・弘前会場 平成15年1月27日(日) 14:00～ 弘前駅前市民ホール ・五所川原会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ ブラザーリウム五所川原 ・八戸会場 平成15年1月28日(日) 14:00～ ブラザーバーンホール
4. 受験・受講申込期間	受付期間 平成15年12月1日(月)～5日(金) [申込書の配布 11月10日(月)～]	受付期間 平成15年12月1日(月)～5日(金) [申込書の配布 11月10日(月)～]	受付期間 平成15年12月1日(月)～5日(金) [申込書の配布 11月10日(月)～]
5. 手続先	申込書配布・受付場所 各市町村の日本下水道協会担当部署	申込書配布・受付場所 各市町村の日本下水道協会担当部署	申込書配布・受付場所 各市町村の日本下水道協会担当部署
6. 受験・受講資格	(1) 排水設備工事及び給水装置工事の施工に關し、指定工事店等で、講習の実施日において1年以上の実務経験を有する者 (2) 農(漁)業兼排水事業の排水設備工事の施工に關し、指定工事店等で、講習の実施日において1年以上の実務経験を有する者 (3) 合併処理浄化槽等の工事の施工に關し、講習の実施日において1年以上の実務経験を有する者 (4) その他3)に準ずる者として、支隊長が認める者	平成15年3月31日に有効期限満了となる者 ※今回の更新講習を受講しなければ、取得した資格を失うことになります。 ※追加講習等は実施しません。	平成15年3月31日に有効期限満了となる者 ※今回の更新講習を受講しなければ、取得した資格を失うことになります。 ※追加講習等は実施しません。
7. 資格の欠格	①会則等による業務停止処分を受け、支隊長が受講を不適当と認めた者 ②その他支隊長が受講を不適当と認めた者		
8. 提出書類	①受講申込書 ②住民票 ③実務経験(前職)の証明書(1年以上) ④受講申込書用封筒(80円切手を貼る) ⑤受講料(写真貼付け) ⑥写真(資格証用1枚)(写真は縦35mm、横25mm、3ヶ月以内に撮影のもので上半身脱帽のもの)	①受講申込書 ②受講申込書用封筒(80円切手を貼る) ③受講料(写真貼付け) ④写真(資格証用1枚)(写真は縦35mm、横25mm、3ヶ月以内に撮影のもので上半身脱帽のもの)	①受講申込書 ②受講申込書用封筒(80円切手を貼る) ③受講料(写真貼付け) ④写真(資格証用1枚)(写真は縦35mm、横25mm、3ヶ月以内に撮影のもので上半身脱帽のもの)
9. 受験(講習)料	4,000円申込みと同時に各市町村の日本下水道協会担当部署に現金で納付すること	4,000円申込みと同時に各市町村の日本下水道協会担当部署に現金で納付すること	3,000円申込みと同時に各市町村の日本下水道協会担当部署に現金で納付すること
10. 合格発表	終了と同時に講習会場で資格証を交付	終了と同時に講習会場で資格証を交付	終了と同時に講習会場で資格証を交付
11. 資格の有効期間	資格取得の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日	3年	3年

国民年金だより

役場住民課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

はさふた

現況届には提出期限があります!!

期日を過ぎて現況届を提出されると、**年金の支払いが一時停止**になります。期日を守りすみやかに提出しましょう!!
提出期限は誕生日の末日です。

年金は請求しないともらえません

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。

- ① 国民年金のみ加入していた人 → 役場 国民年金窓口
 - ② 第3号被保険者期間のある人 → 社会保険事務所
 - ③ 2つ以上の制度に加入していた人 → 社会保険事務所
- でそれぞれ手続きを行ってください。

一生使用しますので、大切に保管してください。

生涯の大切なパートナー! 年金手帳

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基礎年金番号)が交付されます。

年金に関する手続きは、基礎年金番号により行いますので、就職や転職などの時には、必ず年金手帳の提出を求められます。また、退職して年金を受け取る手続き等の時にも必要となります。年金手帳は一生使用しますので、大切に保管してください。

平成16年度 保育所児童募集

佐井村保育所では、平成16年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は児童の保護者、特に母親が次の理由で家庭内において保育が十分にできない場合、保護者に代わって保育をする施設です。

家庭外就労

母親が家庭外の仕事が多いため、家庭内での保育ができない。

家庭内就労

母親が内職など、家事以外の仕事が多いため、十分な家庭での保育ができない。

母親が出産・病気

母親が出産の前後であったり、病気等のため、十分な家庭内での保育ができない。

病人の看護

家庭内に病人がいて、母親が看護にあたり、十分な家庭内での保育ができない。

■受付期間 平成15年11月4日(火)から平成15年12月1日(月)まで

■受付場所 役場健康福祉課、佐井村保育所

※「保育所入所申込書」は、受付場所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、小学校就学期に達するまで入所を希望されている方は、入所申込書は必要ありませんが、就労証明書・児童家庭調書が必要となります。11月上旬に役場から郵送しますので、必ず期間内に提出してください。

■問い合わせ 役場健康福祉課福祉係 ☎2111

障害児(者)地域療育等支援事業

1. 障害児(者)地域療育等支援事業とは?

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、在宅の障害児(者)及びそのご家族が療育指導、相談等が受けられるよう適切な福祉サービスを提供することを目的として、平成15年10月1日から実施しています。

むつ・下北地域においては、陽幸園が青森県から委託され、専任の職員(地域療育コーディネーター)が相談の窓口となります。

2. この事業を利用するには

事前に登録が必要となりますが、費用は無料です。

登録用紙は、陽幸園、その他、各市町村関係機関の窓口にあります。

3. 登録すると、どんなサービスを受けられますか?

●日常生活等に関する相談

①外来相談や訪問相談

希望により陽幸園にて、または家庭等に出向いていろいろな相談に応じます。

②電話相談

☎0175-26-2036 (陽幸園 地域療育コーディネーター 吉田)

あなたの財産づくり 財形貯蓄から始めよう

◆財形貯蓄をすると、大変有利な融資が受けられます。

持家融資は、事業主からの一定の支援があることを条件に、貯蓄残高の10倍(最高4,000万円)までの大型で低利の融資を受けることができます。(5年固定金利制 年1.69% H15.10.1現在)

教育融資は、貯蓄残高の5倍(最高450万円)を限度に低利の融資を受けることができます。(固定金利制 年2.24% H15.10.1現在)

◆一般財形貯蓄では、特定事由(育児、教育、介護、自己再開発)の払い出しに対して、給付金を支給する事業主に対し活用助成金が支給されます。

◆住宅財形・年金財形は合わせて貯蓄残高550万円まで(年金財形の保険等商品の場合、払込額385万円まで)が利子等非課税。

◆中小企業事業主は、事務代行団体(大臣指定)に財形事務を委託することができます。

◆財形給付金や財形基金制度を採用している企業においては、その受益者等となる資格ができます。

■問い合わせ

雇用・能力開発機構青森センター ☎017-777-1234 URL <http://www.ehdo.go.jp/aomori/>

第10回 佐井村保健福祉大会 平成15年度 佐井村赤十字の里づくり推進大会

日 時：平成15年11月15日(土)
午前10時30分から
場 所：津軽海峡文化館(アルサス)
主 催：佐井村社会福祉協議会
共 催：佐 井 村

国民健康保険税(3期分)
納 期 は
12月1日(月)です。
忘れずに納入しましょう!
担当：役場住民課税務係 ☎2111

戸籍の窓口 10月15日現在

- ◎お誕生おめでとう
- 佐賀 名月(正) 古佐井
樋口 美穂(芳 樹) 古佐井
横浜 太地(芳 彦) 磯 谷
- ◎おくやみ申し上げます
- 柳田 みさ(勇 市) 福 浦
中村 ふさ(悠 昭) 大佐井
福田 昌子(忍) 矢 越
木部 文八(友 彦) 原 田
鈴木 俊夫(正 広) 川 目
館脇 ちわ(春 治) 矢 越

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

佐井村の人口 9月30日現在

男 **1,523** (ー 4)
女 **1,507** (ー 3)
計 **3,030** (ー 7)
世帯数 **1,103** (+ 3)
() 内は前月比

献血のお知らせ

下記の日程で、献血を行います。
献血は、病気やケガで血液を必要とする患者さんのために、健康な人が自分から進んで自分の血液を提供することです。
血液は人間が生きていくうえでとても大切なものです。しかし、血液は人間の体の中でしかつくられません。そのため、血液が必要になった場合、人から血液をわけてもらわなければなりません。献血は人の命を救える大切なボランティア活動です。
村民のみなさんの善意をお待ちしています。

記

- 日 時 平成15年11月6日(木)
午前9時30分から午後3時まで
■場 所 津軽海峡文化館 アルサス前
■問い合わせ 健康福祉課健康衛生係 ☎2111

平成15年度 青森県最低賃金のお知らせ

青森県最低賃金

☒ **時間額：605円**

まず、チェック！ 働くルールの最低賃金

今回は金額改正が行われませんでしたので
効力発生日は平成14年10月1日となります。

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

除外賃金

- (1)精習手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)臨時に支払われる賃金 (5)1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など) (6)時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※照会、相談は

むつ労働基準監督署 ☎0175-22-3136

お正月は下北交通のふるさとバスで!!

■運行日・帰省バス 平成15年 27日・28日・30日
(下北方面)
上野公園第一駐車場→野辺地→横 浜→C 上野公園第一バス乗降場→上野公園第一
20:00発 8:00 7:00 6:00 5:00

■運行日・上京バス 平成15年 26日・27日・29日
(上野方面)
大 畑→C 上野公園第一バス乗降場→野辺地→上 野
7:00発 7:00 6:00 5:00 4:00 3:00

平成16年 5日・6日
(上野方面)
上野公園第一バス乗降場→野辺地→横 浜→C 上野公園第一
8:00発 8:00 7:00 6:00 5:00

平成16年 3日・4日
(上野方面)
大 畑→上野公園第一バス乗降場→野辺地→上 野
10:00発 8:00 7:00 6:00 5:00

詳しくは、お問い合わせください。

下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12
☎(0175) 23-3111



運 賃 (税込み)	
佐井・大間・風間瀬方面	
片 大人	11,000円
通 小人	5,500円
往 大人	20,900円
還 小人	10,450円